

別紙 1

建管第 8 1 2 号
令和 3 年 (2021 年) 10 月 15 日

建設業者団体の長 様

北海道建設部長

「北海道新型コロナウイルス感染症対策本部第 81 回本部会議」における決定事項について

日頃から本道の建設行政の推進に御理解と御協力をいただき、御礼申し上げます。

さて、道では、10 月 1 日から、「秋の再拡大防止特別対策」の下、感染の再拡大防止に取り組んでいますが、現下の感染状況等を踏まえ、10 月 14 日をもって、札幌市における、新型コロナウイルス等特別措置法に基づく飲食店等への時短要請など、重点地域としての対策を終了して、全道域と同様の対策に移行することとし、別添のとおり対策を改定しましたので、別添通知文により貴団体の会員への周知について御配慮をお願いします。

なお、本通知内容については、道庁建設部建設管理課のホームページにおいて、お知らせしていますことを申し添えます。

記

1 送付資料

- (1) 通知文 (知事)
- (2) 秋の再拡大防止特別対策 (改定)

2 道庁建設部建設管理課のホームページ

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/osirase.htm>

【建設現場における具体的な対策】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 現場事務所及び作業員宿舎における対策<ul style="list-style-type: none">・ 対人間隔の確保や窓等の開放による換気・ 時間差による打合せ・食事等の分散化や打合せ時間の短縮・ 車中における単独での食事・休憩の励行、休憩時間の分散化・ 消毒液 (アルコール等) の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒 等
○ 現場作業や移動時における対策<ul style="list-style-type: none">・ 作業員の配置のブロック分けによる密接した作業の回避・ 車両での移動時の同乗、相乗りを避け個別の移動を励行・ 重機や車両等の操作前の消毒等の徹底 等 |
|--|

(建設政策局建設管理課建設業係)

令和3年(2021年)10月13日

各関係団体・事業者の皆様

北海道知事 鈴木 直道

「北海道新型コロナウイルス感染症対策本部第81回本部会議」に
おける決定事項について（通知）

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日頃より、格別の御理解、御協力をいただき、感謝を申し上げます。

道では、10月1日から「秋の再拡大防止特別対策」の下、感染の再拡大防止に取り組んでいますが、現下の感染状況等を踏まえ、10月14日をもって、札幌市における、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく飲食店等への時短要請など、重点地域としての対策を終了して、全道域と同様の対策に移行することとし、別添のとおり対策を改定しました。

秋の行楽シーズンの中、感染の再拡大を防止するため、引き続き、対策の徹底等について、御理解と御協力をお願いします。

記

<送付資料>

「秋の再拡大防止特別対策（改定）」

〔北海道新型コロナウイルス感染症対策本部
指揮室 企画班 電話：011-206-0368〕